

【資料】PTA 会則の変更点

新	旧
<p>第6条 この会に次の役員および委員をおく。</p> <p>1. 本部役員 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名 (うち1名は東中学校教頭とする) (3) 書記 4名 (うち1名は東中学校教諭とする) (4) 会計 5名 (うち2名は東中学校教諭とする)</p> <p>2. 地区委員 (1) 地区委員長1名 副委員長1名 <u>(削除)</u></p> <p>3. <u>学年委員</u> (1) 学年委員長 学年1名 (2) 学年副委員長 学年<u>1</u>名 (3) <u>学年委員 学年2名 (3学年は6名)</u></p> <p>4. <u>ボランティア委員</u> <u>常設の委員会は置かない。必要に応じて会長がボランティアを募り、委員会を設置する。</u></p> <p>5. 本部役員は他の委員長,副委員長,会計監査委員を兼ねることはできない。</p> <p>6. 本部役員および委員の任期は1か年とする。ただし再選は妨げない。</p>	<p>第6条 この会に次の役員および委員をおく。</p> <p>1. 本部役員 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名 (うち1名は東中学校教頭とする) (3) 書記 4名 (うち1名は東中学校教諭とする) (4) 会計 5名 (うち2名は東中学校教諭とする)</p> <p>2. 地区委員 (1) 地区委員長1名 副委員長1名 <u>(2) 地区委員 (各地区若干名)</u></p> <p>3. <u>学年・学級委員</u> (1) 学年委員長 学年1名 (2) 学年副委員長 学年<u>2</u>名 (3) <u>学級委員 学級2名</u></p> <p>4. 専門委員 (1) 広報委員会 委員長1名 副委員長2名 委員若干名 (2) 教養委員会 委員長1名 副委員長2名 委員若干名 (3) 保健体育委員会 委員長1名 副委員長2名 委員若干名 (4) 補導委員会 委員長1名 副委員長2名 委員若干名</p> <p>5. 本部役員は他の委員長,副委員長,会計監査委員を兼ねることはできない。</p> <p>6. 本部役員および委員の任期は1か年とする。ただし再選は妨げない。</p>

新	旧
<p>第7条</p> <p>1. 本部役員(以下役員という)は,役員候補者選考委員会に推薦された候補者につき,総会において承認を得る。</p> <p>2. 委員は次の通り選出する。 (1) 地区委員は各地区より <u>2名選出</u>し,そのうち1名を地区委員長とする。 (2) <u>学年委員は各学年の生徒の父母より 4名ずつ (3学年は8名) 選出</u>し,学年別に委員長1名, <u>副委員長1名</u>を互選によって選出する。 <u>(削除)</u></p>	<p>第7条</p> <p>1. 本部役員(以下役員という)は,役員候補者選考委員会に推薦された候補者につき,総会において承認を得る。</p> <p>2. 委員は次の通り選出する。 (1) 地区委員は各地区より <u>若干名選出</u>し,そのうち1名を地区委員長とする。 (2) <u>学級委員は各学級の生徒の父母より 2名ずつ 投票等により選出</u>し,学年別に委員長1名, <u>副委員長2名</u>を互選によって選出する。 (3) 各専門委員は地区委員・学級委員・本部役員が,広報・教養・保健体育・補導の各委員会に所属する。</p>

新	旧
<p>第9章 会議</p> <p>第16条 この会の会議は、総会・本部役員会・運営委員会・学年委員会 <u>(削除)</u> とする。 総会、本部役員会、運営委員会は会長が招集し、学年委員会 <u>(削除)</u> は会長、委員長連名で各委員長が招集する。</p> <p>第17条 1. 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。 ただし、総会は開催せず書面開催とする。 2. 議長は、出席者の同意を得て定める。</p> <p>第18条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度当初に開催し、過半数以上をもって成立とする。臨時総会は会長が必要と認めたとき、および会員の3分の1以上の要請があったときに開催することができる。</p> <p>第19条 総会は次の事項を行う。 1. 会則（規約）の決定ならびに改正。 2. 予算、決算、事業の審議と承認。 3. 役員および会計監査委員の推薦、選出、承認。 4. その他、この会についての重要事項の審議。</p> <p>第20条 運営委員会は役員、<u>地区委員長、各学年委員長 (削除)</u> で構成し、総会につぐ議決機関で、次の事項を審議する。 1. 総会に提出する議案ならびに報告書等。 2. その他、この会の運営に必要な重要事項。</p> <p>第21条 役員会の任務は次の通りとする。 1. 年度行事予定および予算案の作成。 2. 各種行事計画の立案および検討。 3. その他、重要事項または緊急事項についての企画・立案と対応。</p> <p>第22条 学年委員会は次の通りとする。 1. <u>各学年から選出された学年委員</u> は、学年別に学年委員会を構成する。 2. 学年委員会は、当該学年担当教師の意見を尊重して、当該学年の教育活動に協力する。 3. 各学年委員会は、当該学年の進路対策を学年担当教師と協力して推進する。</p> <p>第23条 <u>ボランティアによって設置された委員会は、会員で構成し、目的に応じた活動を行う。</u></p>	<p>第9章 会議</p> <p>第16条 この会の会議は、総会・本部役員会・運営委員会・学年委員会・<u>各専門委員会</u> とする。 総会、本部役員会、運営委員会は会長が招集し、学年委員会、<u>各専門委員会</u> は会長、委員長連名で各委員長が招集する。</p> <p>第17条 1. 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。 ただし、総会は開催せず書面開催とする。 2. 議長は、出席者の同意を得て定める。</p> <p>第18条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度当初に開催し、過半数以上をもって成立とする。臨時総会は会長が必要と認めたとき、および会員の3分の1以上の要請があったときに開催することができる。</p> <p>第19条 総会は次の事項を行う。 1. 会則（規約）の決定ならびに改正。 2. 予算、決算、事業の審議と承認。 3. 役員および会計監査委員の推薦、選出、承認。 4. その他、この会についての重要事項の審議。</p> <p>第20条 運営委員会は役員、<u>地区正副委員長、各学年正副委員長、各専門正副委員長</u> で構成し、総会につぐ議決機関で、次の事項を審議する。 1. 総会に提出する議案ならびに報告書等。 2. その他、この会の運営に必要な重要事項。</p> <p>第21条 役員会の任務は次の通りとする。 1. 年度行事予定および予算案の作成。 2. 各種行事計画の立案および検討。 3. その他、重要事項または緊急事項についての企画・立案と対応。</p> <p>第22条 学年委員会は次の通りとする。 1. <u>各学級から選出された2名の学級委員</u> は、学年別に学年委員会を構成する。 2. 学年委員会は、当該学年担当教師の意見を尊重して、当該学年の教育活動に協力する。 3. 各学年委員会は、当該学年の進路対策を学年担当教師と協力して推進する。</p> <p>第23条 <u>各専門委員会は、地区委員、学級委員および教師代表で構成し、活動内容は次の通りとする。</u> 1. 広報委員会</p>

<p>第 24 条</p> <p>地区委員会は,各地区より選出された地区委員で構成し,各地区別に地区委員長を中心として,当該地区の P T A 活動を推進する。</p>	<p><u>機関紙の発行を通して,会員相互の研修に指針を与える。</u></p> <p><u>2. 教養委員会</u> <u>講演会,研修会等,会員相互の研修の立案・実施にあたる。</u></p> <p><u>3. 保健体育委員会</u> <u>会員ならびに生徒の健康保持増進を図るとともに,生徒の体育的活動を援助する。</u></p> <p><u>4. 補導委員会</u> <u>主として校外における生徒の健全育成,交通安全等に関する対策・実践にあたる。</u></p> <p>第 24 条</p> <p>地区委員会は,各地区より選出された地区委員で構成し,各地区別に地区委員長を中心として,当該地区の P T A 活動を推進する。</p>
--	---